

《参考資料》申請額早見表

第2号様式の申請額の欄に記載すべき金額は下表の「申請額」とおりです。申請額に誤りがないようにしてください。(誤って「補助基本額」を記載しないようにしてください。)

対象経費 ^{※6}	サービス種類	対象区分	補助基本額	申請額
電気・ガス料金	居宅介護支援 訪問介護 訪問リハビリテーション 訪問看護 訪問入浴介護	※1	57,000円	<u>28,500円</u>
	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 ^{※2}	入浴なし	110,000円	<u>55,000円</u>
		入浴あり	258,000円	<u>129,000円</u>
	通所介護 通所リハビリテーション	通常規模型 ^{※3}	582,000円	<u>291,000円</u>
		大規模型 ^{※3}	1,034,000円	<u>517,000円</u>
	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 ^{※4}		889,000円	<u>444,500円</u>
	認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設 地域密着型介護老人福祉施設 特定施設入居者生活介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	29人以下 ^{※5}	1,199,000円	<u>599,500円</u>
		30～100人 ^{※5}	2,377,000円	<u>1,188,500円</u>
		101～130人 ^{※5}	4,644,000円	<u>2,322,000円</u>
		131～200人 ^{※5}	6,722,000円	<u>3,361,000円</u>
		201人以上 ^{※5}	9,215,000円	<u>4,607,500円</u>

※1 当該対象区分に含まれる事業を同一建物内で複数実施している場合、当該対象区分における補助基本額は、実施している事業の数に関わらず、57,000円を上限とする。

※2 共用型の認知症対応型通所介護は除く。

※3 令和5年度の介護報酬算定の規模区分による。

※4 空床利用型の短期入所生活介護は除く。

※5 介護施設等の定員数とする。

※6 対象経費の支出がない介護施設等は補助対象外とする。

月割りの場合の計算方法（令和5年4月2日以降に事業実施した場合）

【計算式】

（申請額）/12×（（令和5年4月～令和5年5月の間の事業実施月数）+10）

※1円未満切り捨て。

※実施期間がひと月に満たない場合は切り捨てて計算。

【例①】

令和5年4月15日から事業実施した居宅介護支援の場合

28,500円/12×（1+10）=26,125円

→申請額は26,125円

※令和5年4月の事業実績はひと月に満たないため、切り捨て。また、令和5年5月の事業実績はひと月分ある。したがって、令和5年5月までの事業実施月数は、1か月。

【例②】

令和5年5月15日から事業実施した居宅介護支援の場合

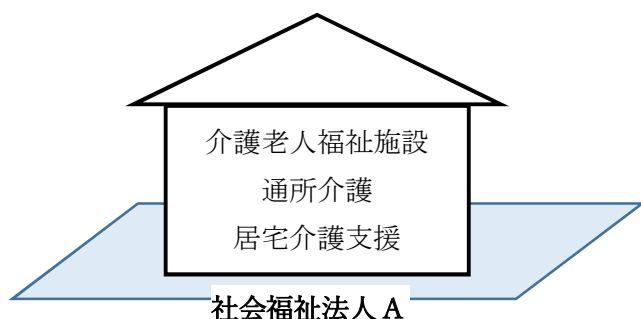
28,500円/12×（0+10）=23,750円

→申請額は23,750円

※令和5年5月の事業実績はひと月に満たないため、切り捨て。したがって、令和5年5月までの事業実施月数は、0か月。

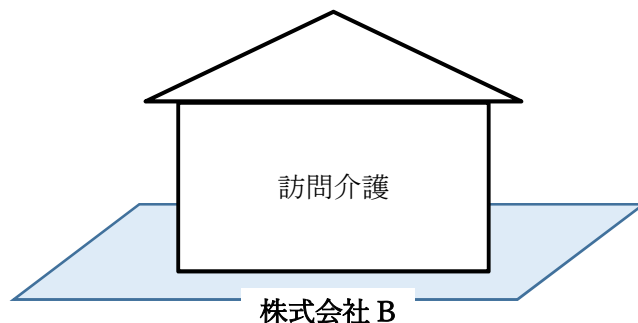
パターン①

同一建物で要綱別表の※1のサービスを1つのみ実施している場合



社会福祉法人 A の場合→補助対象サービスは、
サービスは、

- ・介護老人福祉施設
- ・通所介護
- ・居宅介護支援

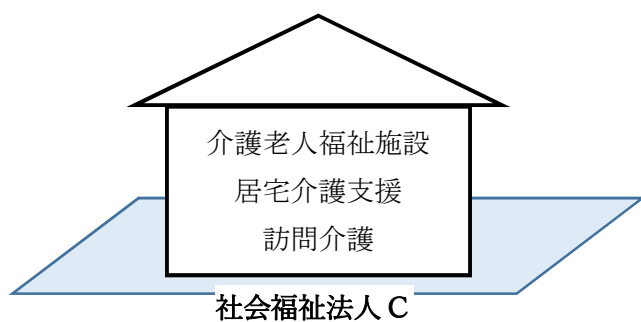


株式会社 B の場合→補助対象

- ・訪問介護

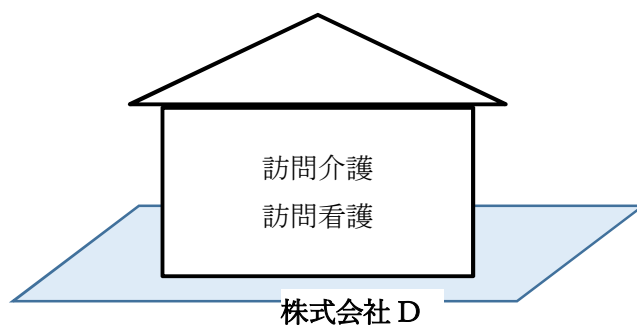
パターン②

同一建物で要綱別表の※1のサービスを複数実施している場合



社会福祉法人 C の場合
→補助対象サービスは、

- ・介護老人福祉施設
- ・居宅介護支援 **及び** 訪問介護で
1事業分（申請額は 28,500 円）



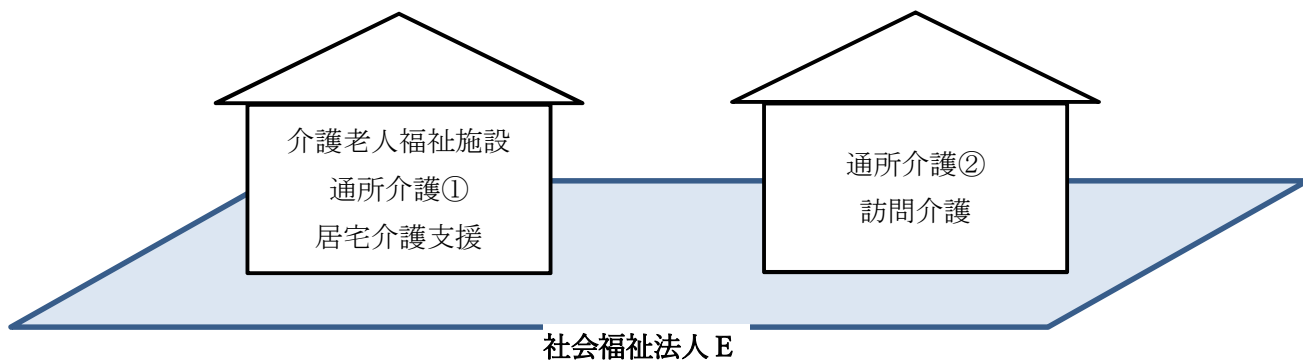
株式会社 D の場合

→補助対象サービスは、

- ・訪問介護 **及び** 訪問看護で
1事業分（申請額は 28,500 円）

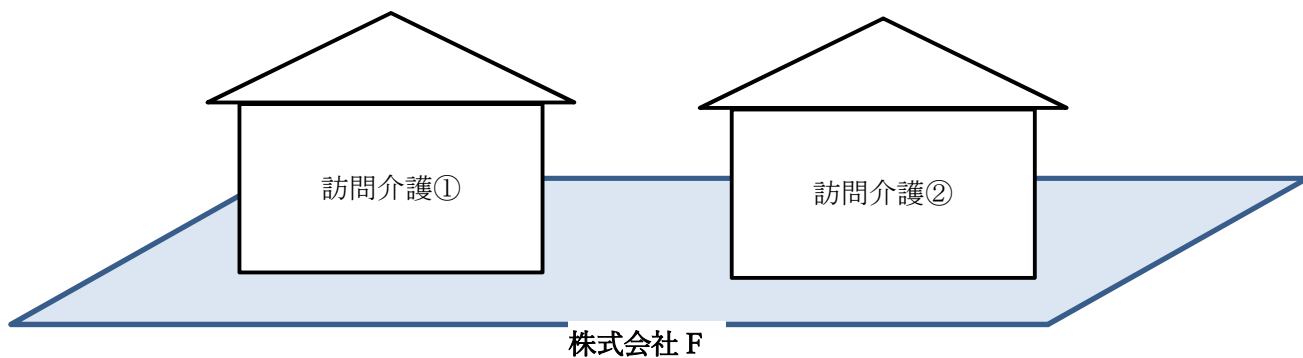
パターン③

複数の建物でサービスを実施しているが、同一建物で実施している要綱別表の※1のサービスはそれぞれ1つのみ場合



社会福祉法人 E の場合→補助対象サービスは、

- ・介護老人福祉施設
- ・通所介護①
- ・居宅介護支援
- ・通所介護②
- ・訪問介護

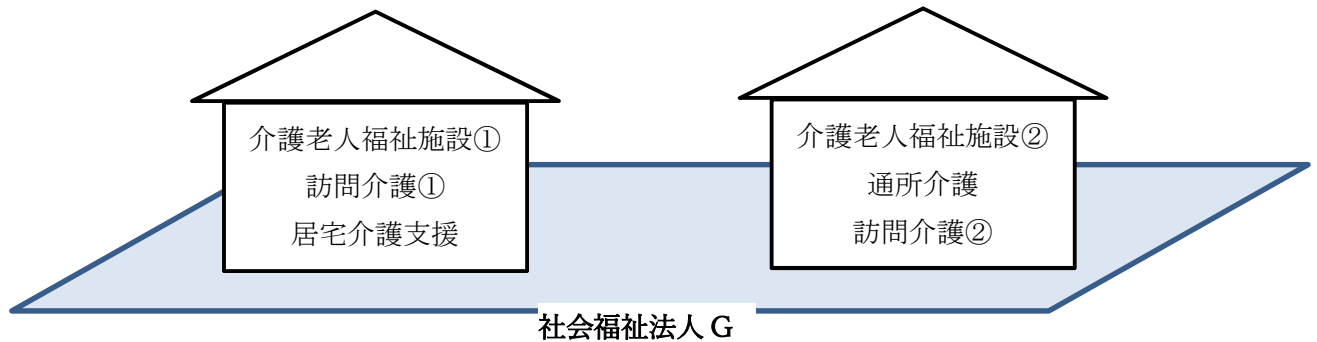


株式会社 F の場合→補助対象サービスは、

- ・訪問介護①
- ・訪問介護②

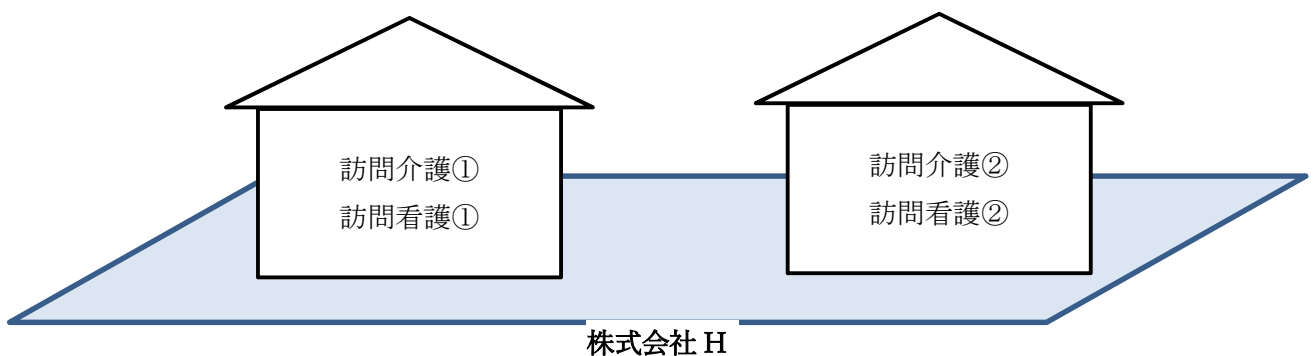
パターン④

複数の建物でサービスを実施しており、同一建物で**複数**実施している要綱別表の※1のサービスがある場合



社会福祉法人 G の場合→補助対象サービスは、

- ・介護老人福祉施設①
- ・訪問介護①**及び**居宅介護支援で **1事業分（申請額は 28,500 円）**
- ・介護老人福祉施設②
- ・通所介護
- ・訪問介護②



株式会社 H の場合→補助対象サービスは、

- ・訪問介護①**及び**訪問看護①で **1事業分（申請額は 28,500 円）**
- ・訪問介護②**及び**訪問看護②で **1事業分（申請額は 28,500 円）**